

これが「企業の労働110番」です



(社)名北労働基準協会
事業企画推進課長・RSTトレーナー 石田 和彦

クールビズを始めた初夏のある朝、最初の着信コールが鳴った。「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、ある製造業の取締役管理部長さんでした。

慌てた声で「たった今、以前勤めていた労働者の代理人と名乗る弁護士から、1通の内容証明郵便が届きました。その内容は『平成20年に当社の工場で起きた片眼失明の労

災事故の原因は、会社が安全配慮義務を尽くしていなかったことにある。遺失利益(貸金喪失分)と慰謝料併せ約20000万円を請求する」とのもの。労災保険から多額の補償が支払われており、さらに賠償しなればならぬのでしようか?」

安全配慮義務とリスクアセスメント

失に応じて、賠償額が減額されることがあります。今回の事故は、金属の溶接作業中に鉄粉が目に入り失明したものです。会社では、労働安全衛生法が定める雇い入れ時等の安

とのご相談でした。労働災害について労働者に労災保険給付がなされた場合は、その給付額の限度で企業は民事上の賠償責任を免れます。しかし、労災給付を超える範囲については、損害賠償の対象となり賠償責任が残ります。その場合も労働者の過失に応じて、賠償額が減額されることがあります。今回の事故は、金属の溶接作業中に鉄粉が目に入り失明したものです。会社では、労働安全衛生法が定める雇い入れ時等の安

安全配慮義務



- ① 危険有害要因の洗い出し
- ② 危険有害要因ごとのリスクの見積り
- ③ リスクの評価
- ④ リスク低減対策の検討
- ⑤ 優先度に対応したリスク低減措置の実施

全衛生教育、特別教育も実施し、また保護メガネを配布、着用を義務付けていた。しかし、事故の際には本人が保護メガネを着用していなかった。工場では作業前に各労働者の保護メガネの着用は確認しておらず、着用は

徹底されていなかったとのこと。法を超える日々の厳しい教育、指導が行われていればこの災害は防げたかもしれません。さて、「安全配慮義務」とは何でしょうか。安全配慮義務とは雇用者(企業)が労働者に負う雇用

契約上の義務であり、「労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し、又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務」です。

この安全配慮義務を尽くすには、「全ての危険を予見し、危険を回避するためのあらゆる安全対策等を講じること」が求められています。労働安全衛生法を遵守する

従来は、安全パトロール、KY活動、ヒヤリハット提案など、いずれも人間の直感で「危険」と感じただけに目を向け、全ての「リスク」を確認する視点が残念ながら欠けていました。まずどの様なリスクが作業、設備にあるかを広範囲に把握しなければ、そのリスクをコントロールすることはできません。さらに、人の努力だけで災害を防ぐのではなく、リスク自身を排除又は低減する、体系的、網羅的な「リスクアセスメント」こそ有効な手段ではないでしょうか。

当協会では、リスクアセスメントに関する無料相談室を隔月に開設しています。是非ともご利用ください。お問い合わせは、当協会企画課(☎052-961-3655)まで。